

臨床実習の変遷と展望

—本学における過去10年間—

小玉美智子・若林敏子

はじめに

看護の基礎教育における3年間の教育は看護を実践する基礎能力を持つ人材を育てることを目的としている。そうした目的を達成するにあたり「臨地での実習」は教育的に重要な位置を占めていることは誰しも認めるところである。こうした臨地実習は、講義や学内の学習で学ぶことのできない部分や教育効果が十分望めない部分の学習を担う教科であり、さらには、基本的な看護行為ができるための技術を体験的に学ばせる学習の場であると考える。

一方、渡辺ら¹⁾は、「看護は人間を対象とする職業であり、そこに援助を必要とする人がいれば援助ができなければならない。看護に必要な知識を充分持っていても、それが看護行為となって実践できなければならない」と臨地での実習の重要性を述べている。

本学においても臨地での教育を基本的な看護行為のできるための知識と技術を習得する学習の場として大きなウェイトを置いている。したがって、臨地での実習を効果的にするために如何に展開するかについて教員間で毎年実習計画を中心とした実習方法等について検討を重ね試行しながら実施してきた。

そこで本稿では筆者らが実施してきた臨床実習、主として各論実習を中心に振り替えるとともに、その都度実施した学生・教員間の反省会等を基に、臨床実習に対する学生の意見を分析し、平成2年度からスタートした改正カリキュラムにおける本学の臨床実習の指向性について若干の考察を加えて報告する。

I. 本学における臨床実習の位置づけと経緯

本学においては昭和40年度の開学当初より三年間の看護教育を看護の基礎教育であるという考え方で教育に当たってきた。しかし、この考え方は当時としては画期的な発想であり勇気のある決断であったと思う。このことについて三木²⁾は、「本学では期待する卒業生

像として『広い教養に裏付けされた、将来看護を発展させる能力の基礎を備えた看護婦を養成する』とし、病院実務に直接かかわる技術については卒後教育に期待することとしていたので、求人側の病院での評価も『すぐには役に立たないが、就労後6ヶ月ないし1ヶ月経つと病院での大きな戦力となり、独自で行動し自主性が大きい』と賛辞を頂いている」と述べている。一方臨床実習は昭和40年の開学当初は、「臨床実習」という一つの授業科目として位置付けられ、29単位(1305時間)を一括して1名の教員が担当していた。昭和43年のカリキュラム改正後は各看護学の授業時間の中に——概論、保健、疾患看護、看護実習——としてそれぞれ位置付けられた。本学においても同様であるが、本学においては、看護実習を臨床実習に先がけて各看護実習に必要な技術を学内において実習する学内実習と、臨地で行なう学外実習に分けて実施してきた。

なお、本学における看護婦教育の目標は、先に「期待される卒業生像」として述べた目的を達成するために、次の3つを掲げている。

①看護を実践するための基礎能力を学習する。

②広く対象をとらえ、看護を実践する。

③専門職業人としての自覚を養う。

以上の教育目標をふまえて臨床実習の目的は昭和43年のカリキュラム改正より以下の3項目を掲げ実施してきた。

①医療の本質を理解し、医療における看護の役割を学ぶ。

②対象のもつ看護上の問題を的確に把握し、適切な看護方法を見出し実施する能力を養う。

③病院の機能を理解し、関係施設および地域社会との関連性を知る。

としており、こうした目的は全教科統一のものとして、それを基に臨床実習要項を作成した、さらにその目的をふまえた各教科ごとの実習目標と実習内容を具

体的に表示した各教科毎の実習要項をも作成し実習を展開してきた。これらに実習要項については実習指導教員で構成している実習連絡会議で検討して作成したものである。しかし、4～5教科別々の実習要項を持つことは、複雑で内容の重複がみられることからそれらを統合し全教科共通したものを作成してはの意見が出され、教員の合議と当時の学科主任の発案もあり昭和52年度より、2・3年次生の学外実習にかかるすべての教科を統合した看護実習要綱を編集した。しかし、内容は実習目的、実習施設、実習生とその背景、実習期間・時間、実習計画など概要のみの要綱であったために、さらに検討を加えて昭和53年度から各教科毎の授業計画（単位数、実習期間、実習場所、担当教員、授業目標、具体的な授業計画）を加え、さらに55年度からは実習方法を追加し要綱の充実を図り現在に至っている。実習方法については、オリエンテーション、デモンストレーション、実習参加の仕方、臨床講義、面接、まとめ、記録物、単位認定等を含ませ看護実習手引書として活用しやすいものにした。

II 過去10年間の臨床実習計画の変遷

(昭和54～63年まで)

昭和50年度までの臨床実習に関しては藤原ら³⁾が述べているので本稿では割愛する。昭和51年度に本学のカリキュラムについて文部省の指導があり、52年度入学生より大幅に改正された。改正された主な内容は「成人疾患と看護」13単位、「成人看護実習」18単位が1教科としての単位数が大きすぎるという指導でこの教科を細分化すると同時にこれまで専門科目には選択科目を設けていなかったが選択科目をも設置した。

これに伴ない学則の第6章の卒業の要件に「看護婦国家試験受験資格または保健婦助産婦養成所、養護教諭一級養成課程受験資格を得ようとするものは………別表第1にかかる看護科にかかる授業科目的必修単位および別表第3にかかる授業科目的単位を修得しなければならない」（表1、表2参照）と明記された。この学則改正を機に実習計画の検討も行った。本稿はこの改正後入学した昭和52年度入学生（昭和54年度看護実習計画）から昭和61年度入学生（昭和63年度看護実習計画）までについて述べる。

表1 別表第1

授業科目	単位数	
	必修	選択
医学概論	1	
解剖学	2	
生理学 I	2	
生理学 II		1
生物化学	2	
(栄養学を含む)		
栄養学		1
薬理学	1	
(薬剤学を含む)		
病理学	2	
微生物学(細菌学)	2	
公衆衛生学	2	
(衛生法規を含む)		
衛生学		2
(個人衛生)		
社会福祉		1
学校保健		4
(養護教諭の職務を含む)		
看護学総論		
看護概論	4	
看護技術	3	
看護技術実習	2	
総合実習	3	
成人看護学		
成人看護概論	2	
成人保健	2	

授業科目	単位数	
	必修	選択
(精神衛生を含む)		
内科系疾患看護 I	3	
内科系疾患看護 II		2
外科系疾患看護 I	4	
外科系疾患看護 II		4
救急処置及び看護法	1	
内科系看護実習 I	5	
(栄養学実習を含む)		
内科系看護実習 II		4
外科系看護実習 I	4	
外科系看護実習 II		5
小児看護		
小児看護概論	1	
小児保健	1	
小児疾患看護	3	
小児看護実習 I	1	
小児看護実習 II		3
母性看護		
母性看護概論	1	
母性保健	3	
母性疾患看護	1	
母性看護実習 I	1	
母性看護実習 II		3
看護学演習		1
計	59	31

表2. 別表第3

授業科目		単位数
専門教育科目	社会福祉	1
	内科系疾患看護Ⅱ	2
	外科系疾患看護Ⅱ	4
	内科系看護実習Ⅱ	4
	外科系看護実習Ⅱ	5
	小児看護実習Ⅱ	3
	母性看護実習Ⅱ	3
計		22

1. 実習計画の概要

1) 2年次に行なう総合実習2単位のみでは基礎的看護技術の修得は不十分という意見が実習連絡会議の席上で出され、それを機に検討した結果、「3年間の基礎看護教育においては、基礎を充実することが大切である」ということが決議され、昭和54年度より3年次生で行なう各論実習（成人内科・成人外科、小児、母性、精神科）に先行して「臨床基礎実習」と銘打って看護過程を主とした実習を看護科教員全員で実習指導に当たり、実習内容の充実を計った。この「臨床基礎実習」の時間は成人内科から1単位・成人外科から2単位の計3単位を捻り出しこれに当たっていた。一方、基礎を充実することで、後続の各論実習は今までの常駐しての指導体制から週1～2日の巡回程度で指導ができるのではとの考えもあたが、各論実習からは手を引くことができず、「臨床基礎実習」も「各論実習」も両方とも常駐しての指導体制と成了った。その結果、教員の負担が大きく教員が相次いで体調を崩したこともある、学習成果は上がっていたが、継続実施することが困難となり3年間のみ実施してやむなく解消した。

2) 臨床実習計画を看護学の基礎と考えられる成人期の内科系・外科系看護を前半に、特殊性が高く応

用と考えられる小児、母性、精神科を後半に計画し実習形態を段階的に組み立て系統的に実習できるようにした。

3) さらに、それまで3年次生の実習期間全般にわたって各教科を均等に配分し計画していた、そのためには教員が全期間を通して実習指導に出向いていた（特に小児、母性）指導体制をできるだけ成人内科系、成人外科系の実習を前半に計画し、小児、母性、精神科の実習を後半に計画することによって教員の負担を軽減すると同時に研究等の時間に当てるようにした。

4) 実習効果を上げる目的で昭和55年度より各教科毎の病棟実習の前に2日～2日半を実習の導入・まとめとして時間を充當し病棟実習への適応を容易にするとともに、実習終了後各教科の学習目標の到達度の確認など行なうために学内実習として組み入れた。この計画は教員・学生共にその効果を認め現在も継続している。実習に具体的な展開方法と学内実習の効果については第二報で報告する。

5) 昭和52年度から成人看護学の内科系看護実習の1部として特別養護老人ホームの見学実習を1日計画実施してきた。しかし、次第に高齢化していく中で老人看護のできる人材を育成することの必要性を認め、そのための看護教育が必要であるという見解から、見学実習といった姑息なものではなく、教科は内科系看護実習ではあるが1単位・45時間と増加し、病院実習に先がけて2年次生の後半に前述した特別養護老人ホームの実習を計画し実施してきた。（昭和63年度からは1年次後期に実施）昭和61年度入学生からは、老人看護学を一教科として独立させ、1単位・45時間の特別養護老人ホームの実習のうえに選択科目ではあるが老人看護実習（2単位・90時間）を組み入れ地域実習として3年次の各論実習のなかで実施した。

表3. 54年度（2・3年次生）看護実習年間計画表

54年度（2・3年次生）												月
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
K病院	休	内 科 系 実 習 I	内 科 系 实 习 I	外 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	外 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	休
N病院	休	内 科 系 实 习 I	内 科 系 实 习 I	外 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	外 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	休	内 科 系 实 习 I	休

（参考資料）は年内とされる教科実習。

臨床実習の変遷と展望

表4. 昭和56年度(2・3年次生)看護実習年間計画

岡山県立看護大学看護科												
月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
K	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23
N	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23

学校行事
 4/10(月) 新入生オリエンテーション
 1/6(火) 体操日
 上記日程は実習は休みます。

期末試験

3年次生
 演説会は県立看護
 課題で実習する

2年次生
 保育所…保健所実習
 特養…特別養老老人ホーム実習

表5. 昭和57年度(2・3年次生)看護実習年間計画

岡山県立看護大学看護科												
月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	58年1月	2月
K	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23
N	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23

学校行事
 4/12(月) 新入生
 ×シナセ
 5/1(火) 運営会
 1/6(火) 体操日
 上記日程は実習しない。

期末試験

3年次生
 演説会は県立看護
 課題で実習する

2年次生
 保育所…保健所実習
 特養…特別養老老人ホーム実習

表6. 昭和59年度(2・3年次生)看護実習年間計画表

岡山県立看護大学看護科												
月	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
K	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23
N	三 年 次 生	4 月 1 日 11 14 25	5 月 1 日 11 14 23	6 月 1 日 11 14 23	7 月 1 日 11 14 23	8 月 1 日 11 14 23	9 月 1 日 11 14 23	10 月 1 日 11 14 23	11 月 1 日 11 14 23	12 月 1 日 11 14 23	1 月 1 日 11 14 23	2 月 1 日 11 14 23

学校行事
 4/12(月) 入学式
 4/14(水) 学生会
 オーランダ
 5/12(火) 運営会
 10/1(火) 体操日
 上記日程は実習しない。

期末試験

表7. 昭和63年度(2·3年次生)看護実習年間計画表

学年 3年次生・ 休業者数 25名	月 6	4	5	6	7	8	9	10	11	12	S. 64年 1	2	
		7	11 18 25	2 9	16 23 30	6 13	20 27	4 11 18	25	1 8	15 22 29	5 12 19	6 13
		8	16 23	21 28	11 18	25	2	9	16 23	3	10 17 24	3 10 17	11 18
		9	19	26	27	28	29	30	31	1	10 17 24	14 21 28	4 11 18
K病院	内実習	外科 整形	老人 老人	婦人 老人	婦人 外科	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	期末試験
N病院	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	内実習	期末試験

表8. 本学における学外実習時間数と内訳 昭和54年度～昭和63年度

学年	授業科目	単位・時間数	実習場所	備考
1年次	老人看護実習	1単位 45時間	特別養護老人ホーム	昭和62年度まで二年次に実施
2年次	総合実習	2単位 90時間	成人病棟	昭和63年度より3単位135時間
保健所実習		1単位 45時間		
3年次 (各論実習)	内科系看護実習Ⅰ・Ⅱ	3単位 135時間	内科病棟	昭和54～昭和56年度 臨床基礎実習 1単位提出
	内科系看護実習Ⅱ	2単位 90時間	精神科病棟	
	外科系看護実習Ⅰ・Ⅱ	4単位 180時間	外科・整形病棟	昭和54～昭和56年度 臨床基礎実習 2単位提出
	外科系看護実習Ⅱ	1単位 45時間	婦人科病棟	
	小児看護実習Ⅱ	3単位 135時間	保育園・小児病棟	
	母性看護実習Ⅱ	3単位 135時間		
	老人看護実習Ⅱ	2単位 90時間	地域	63年度より選択科目
計	昭和54～62年度まで	20単位 900時間	昭和63年度	23単位 1035時間

2. 看護実習計画作成から実施までの経過

各年度の看護実習計画表については、実施年度の半年前に担当教員（各教科の担当教員のうち1名がこれにあたり計5名で構成した検討係を設置）が主となり実習の反省・希望等をふまえながら検討し原案を作成、さらに先述した実習連絡会議にかけ修正した計画案を、各実習病院に付属している看護学校の実習計画を基に、実習場を共有している他の看護学校²⁾との間で調整を図っている。

注1) 本学では臨床実習は主に2施設(K病院、N病

院)に依頼している。

注2) K病院ではK病院の付属看護学校を含む4校が、N病院でも同じく付属する看護学校を含む6校が実習場を共有している。

そうして調整した後、施設によって多少異なるが、原則的には、看護部長に検問を受け、助言をもとにその後さらに調整を加えた後、各施設長の承認を受ける。また実習開始前に各施設の婦長会で実習要綱の説明を行ない依頼している。各々の実習病棟には各担当教員が出向き実習の展開方法について具体的に説明

し打ち合わせを行なった後実施している。2施設の実習計画は同じ計画で展開していたが、昭和59年度頃より同じ計画での実施が困難となった。これは実習病院を共有している看護学校数の増加とそれに伴う学生数の増加、また1学年の学生定員の増加などによる。一方、厚生省の指導により、1病棟の実習生は原則として10人を越えないこととの指導があり実習計画の作成が一層複雑・困難となり年々計画に苦慮している現状である。

III. 臨床実習における学生の学び

本稿で述べている主として各論実習は、3年次の4月から12月までの8ヶ月間にわたってそれぞれの実習を修める。(表3~7参照) そうした実習を効果的にするためと、次年度の実習計画の参考資料の一つとして、臨床実習の「まとめ」と称し、年2回学内において全体的な反省会を実習の前半終了時(中間反省会)と全実習終了時に企画し、実習の目的・目標の達成度を中心に技術の習得状況や臨床実習での学び、中間反省会での内容が後半実習へどのように活用されたか等についてグループワークを実施している。その結果を基に分析したものを表4に示した。

学生は、臨床実習を通して多くのことを学ぶと同時に自分自身の看護観や職業観を身に着けているようであ

る。学生が臨床実習を通して学んだ主なものは、人間関係の大切さ、難しさを学ぶと同時に患者との十分なコミュニケーションが信頼関係に結び付くこと、さらには、個別性を考えた看護計画の重要性、基礎看護技術の習熟の大切さなど、看護を展開していく上で最も大切な事柄を学んでいる。これらの内容は毎年多くの学生から表出されているところである。さらに、生命の尊さ、生命の神秘さを肌で感じた。そのほかには、看護が技術面のみでなく精神面への援助が大切であり、家族を含めた看護の重要性についても学んでいる。また、実習は日々の積み重ねが重要であること、同時に実習にのぞむ姿勢が大切であることなど多くのことを学んでいる。こうした学生の学びは、本学の教育目標や臨床実習の目標を達成できているものと自負している。

臨床実習は理論と現実を結び付けて考えたり、具現することにより学生自身の看護に対する考え方や、人間の尊厳、あるいは人間を総合的に捕らえる能力が養われると高橋¹⁴⁾は述べているが、そのことは本学の学生の学びからも伺えるように臨床実習での教育効果を認めるところである。さらに高橋¹⁴⁾は、看護観や職業観も実習によって後天的に身に付くものであるとも述べており、本学においても、臨床実習を通して看護観や職業観が養われているようである。

表9 臨床実習を通しての学生が学んだこと(反省会より)

項目	目
1. 看護をしていく上で人間関係の大切さ、難しさを学ぶと同時によりより関係を確立させるためには、患者との十分なコミュニケーションを取り、信頼関係を持つことが重要である。	
2. 看護過程の学習で、個別性を考えた看護計画の必要性を学んだ。	
3. 対象を総合的に把握することの重要性と家族を含めた看護の必要性を学んだ。	
4. 基礎的看護技術の習熟の大切さを学んだ。	
5. 看護は技術面のみでなく精神面への援助の大切さを知ると共に、患者との話し方、接し方を学び話術を身に着けた。	
6. 看護計画の立案ではその根拠的重要性、問題点の把握とそれに沿った看護計画の立案、看護の展開の方法について理解できた。	
7. 患者の言葉、態度、苦しみを受容することの大切さを学ぶと同時に相手の立場に立った看護の難しさ、重要さを理解することができた。	
8. 生命の尊さ、生命の神秘さを肌で感じることができた。	
9. 実習を通して今まで漠然としていた看護感が明確になった	
10. 実習にのぞむ姿勢が重要であること、即ち実習の目的・目標を明確にし、さらに予習することにより実習を効果的に行なうことができる。	
11. 看護の役割、看護業務の流れを知ると共にチームワークの大切さを学んだ。	
12. 教科書では学ぶことのできないもの特に理論と実践の違いについて学んだ。	
13. 臨床の厳しさ、社会の厳しさを知ることができた、また責任感を養うことができた。	
14. 看護は実践の科学であり、実践するためには理論のみでは看護は出来ないこと、また技術が伴わないと患者に受け入れれないことを知った。	
15. 臨床実習で応用の大切さを学んだ。	
16. 死への援助の重要性を学ぶと同時に生・死の看護を通しての看護の役割を学んだ。	
17. 患者中心の看護の大切さと心身両面から看護していく大切さを学んだ。	
18. 職業意識を身に着けた。	

(意見の多い順に列挙し、少数意見は省略した)

IV. カリキュラム改正に伴う臨床実習の今後の展開

臨床実習は昭和43年のカリキュラム改正までは、「臨床実習」という一つの授業科目として位置付けられていた。しかし、昭和43年のカリキュラム改正後は各看護学の授業時間の中に——概論、保健、疾患看護、看護実習——としてそれぞれ位置づけられたが、また平成2年度のカリキュラムの改正で再び「臨床実習」という教科目で一括された。改正の主旨は「進展する医療に対応できる判断能力や応用能力、さらには問題解決能力がみにつく幅広い学習ができる」としており、その基本的な考え方は、1) ゆとりのある教育が行なえるよう配慮した。2) 高齢化社会に向けて老人に対応できるよう、継続看護や在宅看護が出来るよう配慮した。3) 包括医療にも対応できるよう、病院の医療のみでなく疾病予防から健康教育、リハビリテーションに至るまでの基礎的な知識を重視した。4) 実習については校内実習や演習等は含めないこととし、直接患者に接する実習（臨地実習）とした。これらの主旨を基盤にし、本学においても看護学担当教員の間で検討した結果、実習全体を基礎から応用への三段階に分けて展開させ、それぞれの目的・目標の枠組について統一見解が得られた。

1. 目的

- 1) 看護の対象である人間を総合的に捉え必要な知識技術態度の統合を図る。
- 2) 対象の持つ看護上の問題を的確に把握し、適切な解決方法を見出し実践できる能力を養う。
- 3) 専門職業人としての自覚を身につけ人間的に成長する。
- 4) 関連施設および関連職種との連繋の必要性を学ぶとともに、これを発展させる能力を養う。

2. 目標

第一段階；基礎的看護技術を中心とした展開

- 1) 看護の場を知る；対象の置かれている生活環境を知る。
- 2) 対象および対象をとりまく人々との間に好ましい人間関係を成立発展させる。
- 3) 日常生活の援助を中心として患者の個別性を促進、看護過程を展開する。

以上の目標を達成するために基礎看護実習Ⅰ（3単位・135時間）と老人看護実習（特別養護老人ホーム；2単位・90時間）において履修する。

第二段階；慢性期・急性期の看護を中心とした展開で主として成人を対象とした実習

1) 総合的に対象を把握する；疾病を持った成人を総合的に理解し、適切な援助ができる能力を習得する。

2) 健康に応じた看護を展開する。

(1) 成人期の特徴をふまえて基礎看護技術および経過別、症状別治療処置別の看護援助を展開する。

(2) 障害レベルに応じた看護過程の展開ができる。

第三段階；小児、母性、地域（公衆衛生、在宅看護）、精神障害当の特性のある看護を展開する。

1) 対象の特徴をふまえた看護が展開できる。

(1) 妊産褥婦および新生児・小児の特徴をふまえて基礎看護技術および経過別、症状別、治療処置別の看護援助を展開する。

(2) 妊産褥婦・患児の看護過程を展開する。

(3) 在宅老人と在宅老人をとりまく環境を知り、看護の役割を体験を通して理解すると共に援助ができる。

(4) 精神障害を持った患者の特徴をふまえて適切な看護援助を展開する。

2) 継続看護の必要性を理解し、発展することができる基礎的能力を習得する。

(1) 実習を通して継続看護の必要性を理解し、応用展開することができる。

(2) 対象に応じて指導技術が応用展開できる。

以上目標の詳細については筆者らが考えたもので統一見解ではない。

3. 実習施設としては

総合病院、単科病院（主として老人を対象とした病院、精神科病院）と地域（家庭、福祉施設、保育園）を考えた。

4. 実習期間および計画

従来と同様看護学の基礎と考えられる成人期の内科系（慢性期）、外科系（急性期）看護を前半に、特殊性が高く応用性が求められると考えられる小児、母性、精神科、老人を後半に計画し実習形態を段階的に組み立てて実習できるようにした。

なお、保健所（公衆衛生）実習は、総合看護として考え、障害を持った対象を理解した上で健康な対象を理解し、再び障害を持った対象を受け持ち看護することにより、看護を総合的に理解するという考えて臨床実習の中程に計画した。

表10. 平成 年度（2・3年次生）看護実習年間計画表

月 日 氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~2月
三 年 次 生 二年次生	春	成人 I (内科系) (慢性期)	成人 III (外科系)	母性	夏	基礎 看護 実習 I	成人 II (精神科)	老人	小児	冬
	年	季	成 I・成 IIIのまとめ・次回実習の導入	小児	季	基礎 看護 実習 II	母性	成人 II (精神科)	老人	季
	次	体	成人 III (外科系) (急性期)	老人	季	基礎 看護 実習 III	小児	母性	成人 II (精神科)	休業
	生	葉	成人 I (内科系)	成人 II (精神科)	夏	老人	小児	母性	老人	休業

岡山県立短期大学資料

5. 実習時間および実習日

1) 実習単位・時間

表11. 臨床実習の内訳

授業科目	単位・時間	備考
臨	基礎看護実習 I	3単位・135時間
床	" II	1単位・45時間
実	成人看護実習 I	3単位・135時間
習	" II	3単位・135時間
	" III	3単位・135時間
	老人看護実習	4単位・180時間
	小児看護実習	3単位・135時間
	母性看護実習	3単位・135時間

2) 実習日；1週間に5日とし1日の実習時間は7時間とする。

この事については「看護婦学校養成所の運営の手引き」によると、一日当たりの授業時間数は6時間程度とする。また一週間当たりの授業時間数は30時間程度とする。と記載されているが、本学は、実習病院を他に依頼している関係上、実習期間が長期化する事が困難であり、また実習場と学校の距離が遠いという事もあってこのような計画もやむを得ない。

表12. 一週間の実習日

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
午前	実習	講義	実習	実習	実習	実習
午後	実習	実習	実習	実習	実習	

以上カリキュラム改正に伴って臨床実習の展開について検討してきたが、具体的な展開方法については今後なお検討を重ねる必要がある。

おわりに

本学における過去10年間の臨床実習の概要および臨床実習を通しての学生の学びについて、またカリキュラム改正に伴う臨床実習の基本的な考え方について述べた。しかし、本学は独自の実習場を持たないこと、委託している実習施設が遠距離であり、数は4施設と多く、さらには、老人看護実習が必修教科となり、また保育園実習等から実習計画は複雑困難となり、本学の教育目標に則した実習計画や展開は究めて難しくなった。一方カリキュラムの改正に伴っての実習時間数や基本的な考え方は、本校の従来とはほぼ同様である。また、学生の学びについては、多くの方が述べているように実習でなければ学べない内容に付いて多く学んでいる。このことから臨床での学習は重要な看護教育の場である。今後さらに検討を加え、カリキュラム改正に伴う実習の具体的な展開方法について報告したい。

引用・参考文献

- 1) 渡辺洋子他;臨床実習指導要項の活用と実際 日経研 1985
- 2) 三木福治郎他;短大:看護婦養成20年の歩み 岡山県立短期大学看護学科二十年史 1985
- 3) 藤原宰江他;臨床実習における学習効果の検討 その3 岡山県立短期大学研究紀要 第20号 1976
- 4) 杉森みどり;看護学教育 第2版 医学書院 1989
- 5) カリキュラム・ガイダンス編集委員会;カリキュラム・ガイダンス メジカルフレンド社 1989
- 6) 厚生省健康政策局看護課;看護教育カリキュラム 第一法規 1989
- 7) 岡山県立短期大学看護科実習連絡会議;看護学実習実施要綱 一学校外一 1979~1988
- 8) 仙田洋子他;特別養護老人ホームにおける成人看護学・内科系看護実習の試み その1 岡山県立短期大学研究紀要 第25号 1981
- 9) 津島律編著;臨床実習の実際 メジカルフレンド社 1988
- 10) 岡山県立短期大学看護学科;教育課程と授業展開の内容(抄) 1989
- 11) 高橋シヨン;臨床指導を考える 看護教育 26 No.2. 1985

平成3年3月15日受付

平成3年4月26日受理